

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和7年1月20日 15時00分頃
発生場所	静岡県御前崎市御前埼南方沖 御前埼灯台から真方位180° 3.2海里付近 (概位 北緯34° 32.5′ 東経138° 13.5′)
事故の概要	プレジャーボートRENAⅢは、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和7年2月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート RENAⅢ、5トン未満（長さ6.58m）
船舶番号、船舶所有者等	230-20755千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、回航の目的で、三重県四日市市の係留場所に向けて、事故の2日前、千葉縣市川市真間川の係留場所を出航した。 本船は、静岡県牧之原市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）で補給をした後、御前埼南方沖を約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、徐々に速力が低下し始めた。 船長は、船首部甲板下の居住区を覗いたところ、右舷船首部外板の亀裂から海水が船内に噴き出していることを認め、ビルジポンプを使用して排水したものの、主機が停止したので、118番通報した。 本船は、右舷船首部外板の亀裂から海水が船内に滞留し、右舷船首部から徐々に沈んで右舷側に転覆し、その後、沈没した。また、本船は引き揚げられなかった。 船長は、転覆した本船の船底に掴まっていたところ、来援した監視取締艇に救助された後、病院に搬送され、医師から低体温症と診断された。 本船は、本事故の2日前、神奈川県三浦市沖を夜間に航行していた際、右舷船首部外板に何かが当たったような衝撃を受けたので、船長が、本船の周囲を見たが、真っ暗で何も見えず確認できなかった。 船長は、約15knの速力で航行すると船首部が上がり、損傷箇所が海面上に出て海水が船内に流入するのではないと思い、そのまま操船を続け、本件マリーナに入港した。

	船長は、本件マリーナで右舷船首部外板の亀裂から海水が船内に流入しているところを見たが、船首部を上げて航行すれば大丈夫と思い、修理せずに本船を本件マリーナから出航させた。本船の船質はFRPであった。 船長は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、右舷船首部外板の亀裂から海水が船内に流入している中、船長が船首部を上げて航行すれば大丈夫と思って出航したことから、右舷船首部の亀裂から海水が流入し続けて船内に滞留し、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。 本船は、本事故2日前の夜間航行中、右舷船首部外板に衝撃を受けた際に船体に損傷を生じ、その損傷箇所から海水が船内に流入した可能性があると考えられるが、船長が衝撃後に船体調査を行わなかったことから、2日前の衝撃と本事故との関連を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、右舷船首部外板の亀裂から海水が船内に流入している中、船長が船首部を上げて航行すれば大丈夫と思って出航したため、右舷船首部の亀裂から海水が流入し続けて船内に滞留し、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、船体に損傷を認めた場合、修理してから操船すること。